大阪府スマートシティ戦略推進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、先端技術を活用し、住民が実感できるかたちで生活の質（以下「QOL」という。）の向上をめざすため、住民生活に関わる地域課題を熟知し、住民と直接向き合う府内市町村等のスマートシティ関連事業のうち、「大阪スマートシティ戦略」の趣旨に沿う事業の実施に要する経費の一部について、予算の定めるところにより、大阪府スマートシティ戦略推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付対象は、大阪府内の市町村及び公的な団体（以下「補助事業者」という。）とする。

２　前項に規定する公的な団体は、大阪府内で活動する以下のいずれかの団体のうち、市町村長から推薦を受けたものとする。

　一　市町村観光協会、社会福祉協議会

二　地域のスマートシティ推進を目的として設置され、市町村が構成団体となっている、又は出資している団体

　三　その他地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する「公共的団体等」であって、法人格を有する団体

（補助事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ICT、AI、IoTなど先端技術を駆使した取組あるいはデジタル人材の育成・確保事業のうち、次の各号に定めるものとする。なお、事業については、本格導入並びに本格導入を前提とした実証実験及び調査研究いずれも対象とする。

　一　スマートモデル事業

　　　補助事業者が主体となり、住民のQOLや利便性の向上、あるいは都市機能の強化や都市課題の解決に資する事業のうち、新規性（府内初など）と先導性（横展開の可能性）を有する事業

　二　n対nサービス事業

　　　府内の複数補助事業者が予算を組み、複数企業と連携した取組であって、住民のQOLや利便性の向上、あるいは庁内改革に資する事業

　三　共同化事業

　　　府内の複数補助事業者が予算を組み、住民のQOLや利便性の向上、あるいは庁内改革に資する事業やデジタル人材の育成・確保事業のうち、スマートシティ戦略部が共同調達を実施した「RPA（Robotic Process Automationの略称。端末で行う操作をソフトウェア上のロボットにより自動化するツールをいう。）」導入事業及び「大阪版デジタル人材シェアリング事業（様々な専門分野の外部デジタル人材を、市町村が共同で確保し活用する仕組みをいう。）」

２　補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が負担する補助事業を行うために必要な経費であって、別表１に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象としない。

一　補助事業として交付決定を受ける前の経費

二　経常的な経費（職員人件費、光熱水費等）

三　不動産の取得、賃借、土地の造成等に係る経費

四　その他、事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費

五　他の大阪府の補助制度の対象となった事業の経費

（補助金の額等）

第４条　補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は、次の各号のとおりとする。ただし、補助率については、補助事業を行うために必要な経費（大阪府以外からの公的補助等を受ける場合は、補助事業を行うために必要な経費からその公的補助金額を差し引いたもの）のうち、住民のQOLや利便性の向上に資する事業、都市機能の強化や都市課題の解決に資する事業及びデジタル人材の育成・確保事業は２分の１以内、庁内改革に資する事業は３分の１以内とする。

　一　スマートモデル事業については、１市町村の上限は1,000万円とする。ただし、複数の市町村で補助事業を実施する場合、その上限額は2,000万円とし、共同市町村間で協議の上、市町村ごとの交付額を決定するものとする。

　二　n対nサービス事業及び共同化事業については、１市町村の上限は500万円とする。ただし、補助対象額が予算額を上回る場合は、市町村ごとの補助対象額に応じて按分により交付額を決定する。

２　前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

３　公的な団体が実施する場合も、１市町村の上限額に含む。

（事業計画書の提出）

第５条　補助事業者は、あらかじめ、補助事業について、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業計画書（様式第１号）（以下「事業計画書」という。）を、市町村長から知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業を複数の補助事業者で実施するときは、共同市町村が協議の上で決定した代表市町村長から、事業計画書及び共同団体届出書（様式第１号の２）の提出を行うものとする。なお、公的な団体にあっては、市町村長（共同で実施する場合は、代表市町村長）の推薦書（様式第１号の３）をあわせて提出しなければならない。

（補助金の交付の内定）

第６条　知事は、前条の規定に基づいて承認した市町村長（共同市町村長を含む。）に対し、補助金額を内定し、通知するが、公的な団体に対しては、市町村長を経由して通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第７条　規則第４条第１項に規定する補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金交付申請書（様式第２号）及び第５条に基づき提出した事業計画書（様式第１号）の写しを、市町村長から知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、公的な団体にあっては、要件確認申立書（様式第２号の２）及び暴力団等審査情報（様式第２号の３）をあわせて提出しなければならない。

２　消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

（経費配分の軽微な変更等）

第８条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助事業にかかる経費の20パーセント以内の変更であって補助金交付額に影響がないものとする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号又は同項第２号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第３号）を、市町村長から知事に提出しなければならない。

４　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を、市町村長から知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第10条　規則第10条の規定による報告は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業遂行状況報告書（様式第５号）を、当該補助金の交付の決定を受けた年度の11月30日までに、市町村長から知事に提出することにより行われなければならない。ただし、当該年度の11月20日までに補助事業を完了又は廃止したときにあっては、この限りでない。

（実績報告）

第11条　規則第12条の規定による報告は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業実績報告書（様式第６号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に（同条後段に規定する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の４月20日までに）、市町村長から知事に提出することにより行われなければならない。

２　規則第12条の知事の定める書類は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金補助事業実績調書（様式第７号）とする。

３　消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付）

第12条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府スマートシティ戦略推進補助金交付請求書（様式第８号）を、市町村長から知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第13条　規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第１条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく国の財産処分の基準に準ずるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月８日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和３年５月10日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年３月24日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年３月27日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和６年３月22日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和７年３月25日から施行する。

別表１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 細目（節） | 内容 |
| 調査・事業の詳細設計費 | 報償費 | 有識者への謝礼 |
| 旅費 | 事業実施前後の調査及び詳細事業設計に係る交通費、通行料 |
| 需用費 | 調査票及び計画書等の印刷費、消耗品購入費 |
| 役務費 | 通信、サービス、運搬費 |
| 委託料 | 調査及びコンサルティング事業者等への支払い |
| 使用料及び賃借料 | システム及び会場等の使用料等（物品のレンタル料を含む。） |
| 負担金、補助及び交付金 | 協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各細節で示す内容に当たるもの |
| 事業推進主体組成経費 | 報償費 | 有識者への謝礼 |
| 旅費 | 主体組成に係る交通費、通行料 |
| 需用費 | 会議資料作成のための消耗品購入等 |
| 役務費 | 通信、サービス、運搬費 |
| 委託料 | 運営事業者への支払い |
| 使用料及び賃借料 | システム及び会場等の使用料等（物品のレンタル料を含む。） |
| 負担金、補助及び交付金 | 協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各細節で示す内容に当たるもの |
| 事業設備・什器・備品等の準備にかかる経費 | 需用費 | ソフトウェア及び備品等の購入 |
| 役務費 | 通信、サービス、運搬費 |
| 使用料及び賃借料 | システム及び会場等の使用料等（物品のレンタル料含む。） |
| 備品購入費 | 什器及び備品等の購入費 |
| 負担金、補助及び交付金 | 協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各細節で示す内容に当たるもの |
| 事業推進・事業拠点整備経費 | 旅費 | 整備に係る交通費、通行料 |
| 需用費 | 修繕料等の維持需用費 |
| 役務費 | 通信、サービス、運搬費 |
| 委託料 | 企画及びシステム構築事業者への支払い |
| 使用料及び賃借料 | システム、車両リース及び会場等の使用料等（什器のレンタル料を含む。） |
| 工事請負費 | 工事請負契約に基づく工事に要する経費 |
| 原材料費 | 工事材料費等 |
| 負担金、補助及び交付金 | 協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各細節で示す内容に当たるもの人材確保事業者等への支払い |
| 広報・PR経費、プロモーション経費 | 旅費 | 広報活動に係る交通費、通行料 |
| 需用費 | 広報資料作成のための消耗品購入 |
| 役務費 | 通信、サービス、運搬費 |
| 委託料 | 広報事業者等への支払い |
| 使用料及び賃借料 | システム及び会場等の使用料等（物品のレンタル料を含む。） |
| 負担金、補助及び交付金 | 協議会等に係る経費のうち本経費区分内の各細節で示す内容に当たるもの |